



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回臨時会資料)

令和2年4月17日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 2号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	1
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	3
承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）	4
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について）	6

[承第2号]

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

【議案書：30頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法第317条の3の2、第317条の3の3、第321条の8、第343条、第349条の3、第349条の3の2、第384条の3、第385条、第469条、第473条、第585条、附則第4条の4、附則第5条の4の2、附則第6条、附則第15条、附則第17条、附則第17条の2、附則第18条、附則第19条、附則第21条、附則第21条の2、附則第29条の8の2、附則第30条、附則第31条の3、附則第34条の2、附則第56条、平成27年改正法附則第12条及び附則第20条、平成28年改正法附則第1条及び附則第20条、平成28年改正法附則第4条、平成29年改正法附則第1条及び附則第16条、平成30年改正法附則第1条、附則第17条、附則第19条、附則第24条から附則第27条まで並びに平成31年改正法第3条、附則第1条、附則第13条から附則第19条まで

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、税条例、税条例等の一部を改正する条例（平成27年美濃加茂市条例第28号）、税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第7号）、税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第11号）、税条例等の一部を改正する条例（平成30年美濃加茂市条例第19号）、税条例等の一部を改正する条例（平成31年美濃加茂市条例第16号）について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 個人の市民税に係る扶養親族申告書への所要の措置（第28条の3の2

関係)

給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合に、その旨の記載を不要とします。

○ 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書への所要の措置（第28条の3の3関係）

公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合に、その旨の記載を不要とします。

○ 使用者を所有者とみなした固定資産税の課税の措置（第36条関係）

市は、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることを規定します。

○ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化（第55条の3及び第56条関係）

登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている個人が死亡している場合に、現に所有している者に賦課徴収に必要な事項を申告させることを規定します。また、当該申告に係る所要の罰則を設けます。

○ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例（附則第4条関係）

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長します。

（令和6年度まで）

○ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（附則第17条の2）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長します。

（令和6年度まで）

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

○ 経過措置

市民税及び固定資産税について、経過措置を定めるものです。

〔承第3号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：68頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法第702条、附則第15条、附則25条、附則26条、

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条項の改正（第2条関係）

変電又は送電施設等に対する課税標準等の特例を規定した地方税法第349条の3が改正されたことにより改正するものです。

○ 項ずれの解消（附則関係）

課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことによる項ずれを解消するものです。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税においてはなお従前の例によります。

この条例の施行の日から都市再生特別法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における改正後の附則第13項の規定の適用は、「第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とします。

〔承第4号〕

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【議案書：74頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）
条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日
改正される法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）
条例改正に影響する条等	第2条第2項第1号及び第2号、附則第1条の3第5項第2号、同条第6項、第2条第7項第2号、同条第8項並びに別表

○ 条例改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 補償基礎額の改定（第5条（別表）関係）

【改正前】

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

【改正後】

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

- 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の見直し（第5条関係）
「8,800円」→「8,900円」
- 障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の見直し（附則第3条の4及び第4条関係）
「100分の5」→「事故発生日における法定利率」

◎ 施行期日等（附則）

- この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものとします。

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対する傷病手当金の支給について検討するよう通知がありました。

傷病手当金の支給については、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされている（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項）ため、国内の感染拡大防止と感染者救済の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給できるようにするため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金（第6条の2、第6条の3及び第6条の4関係）

対象者	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者
支給対象となる期間	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
適用期間	令和2年1月1日から規則で定める日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は他の健康保険と同様、最長1年6月まで）

◎ 施行期日等（附則）

- この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。
- 改正後の第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。